

市第 113 号議案

横浜市敬老特別乗車証条例の一部改正

横浜市敬老特別乗車証条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 7 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市敬老特別乗車証条例の一部を改正する条例

横浜市敬老特別乗車証条例（平成15年6月横浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「利用」を「利用等」に改め、同条中「区間」の次に「又は区域」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、第 4 号のうち規則で定める一般旅客自動車運送事業者が規則で定める区間又は区域において運行する交通機関については、当該一般旅客自動車運送事業者が定める運賃又は料金の一部を支払うことにより、利用することができる。

第 2 条第 4 号中「一般乗合旅客自動車運送事業者」を「一般旅客自動車運送事業者」に改める。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（負担額の免除）

第 5 条の 2 市長は、次の各号に掲げる者が当該各号に該当することとなった日以後最初に交付を受ける乗車証（この項の規定により前条第 2 項に規定する負担額の免除を受けて交付を受けた乗車証に限る。）の有効期間の開始日から起算して 3 年間に限り、当該者に対し、同項に規定する負担額を免除するものとする。

- (1) 75歳に達した日以後に運転免許証の返納（道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の4第2項の規定により運転免許（同法第84条第3項から第5項までに規定する全ての種類の運転免許をいう。）の取消しを受け、同法第107条第1項の規定により返納することをいう。以下同じ。）をした者
  - (2) 74歳に達した日以後最初に到来する乗車証の有効期間の開始日から当該有効期間の末日までの間に運転免許証の返納をした者
- 2 前項の規定による負担額の免除を受けて乗車証の交付を受けようとする者は、規則で定める期間内に市長に申請しなければならない。

附則に次の1項を加える。

（横浜市健康診査を受診した者に係る特例）

- 3 市長は、75歳以上の者であって、令和6年4月1日以後に横浜市健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第125条第1項に規定する健康診査をいう。以下「健康診査」という。）を受診した者のうち、要介護状態（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態をいう。）となることの予防のために社会参加を支援し、健康の保持増進を図る必要があると認めるものに対して、当分の間、第5条第2項に規定する負担額を免除するものとする。この場合において、当該者に交付される乗車証の有効期間は、当該健康診査を受診した日の属する年度の翌年度の10月1日から起算して1年間とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市敬老特別乗車証条例（以下「新条例」という。）第 5 条の 2 の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に同条各号に該当することとなった者について適用する。
- 3 新条例附則第 3 項の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に敬老特別乗車証の交付を申請する者について適用する。

### 提 案 理 由

敬老特別乗車証の提示により利用することができる交通機関の範囲を拡大するとともに、運転免許証の返納をした者等の負担額を免除するため、横浜市敬老特別乗車証条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市敬老特別乗車証条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現行）

（乗車証による交通機関の利用等  
利用）

第 2 条 乗車証の交付を受けた者は、乗車証を提示することにより、運賃又は料金を支払うことなく、次に掲げる交通機関を規則で定める区間又は区域において利用することができるものとする。  
ただし、第 4 号のうち規則で定める一般旅客自動車運送事業者が規則で定める区間又は区域において運行する交通機関については、当該一般旅客自動車運送事業者が定める運賃又は料金の一部を支払うことにより、利用することができる。

（第 1 号から第 3 号まで省略）

(4) 規則で定める一般旅客自動車運送事業者  
一般乗合旅客自動車運送事業者が運行する一般乗合旅客自動車  
（負担額の免除）

第 5 条の 2 市長は、次の各号に掲げる者が当該各号に該当することとなった日以後最初に交付を受ける乗車証（この項の規定により前条第 2 項に規定する負担額の免除を受けて交付を受けた乗車証に限る。）の有効期間の開始日から起算して 3 年間に限り、当該者に対し、同項に規定する負担額を免除するものとする。

(1) 75 歳に達した日以後に運転免許証の返納（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 104 条の 4 第 2 項の規定により運転免許（同法第 84 条第 3 項から第 5 項までに規定する全ての種類の運転免許をいう。）の取消しを受け、同法第 107 条第 1 項の規定により返納することをいう。以下同じ。）をした者

(2) 74歳に達した日以後最初に到来する乗車証の有効期間の開始日から当該有効期間の末日までの間に運転免許証の返納をした者

2 前項の規定による負担額の免除を受けて乗車証の交付を受けようとする者は、規則で定める期間内に市長に申請しなければならない。

附 則

(第1項及び第2項省略)

(横浜市健康診査を受診した者に係る特例)

3 市長は、75歳以上の者であって、令和6年4月1日以後に横浜市健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第125条第1項に規定する健康診査をいう。以下「健康診査」という。）を受診した者のうち、要介護状態（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態をいう。）となることの予防のために社会参加を支援し、健康の保持増進を図る必要があると認めるものに対して、当分の間、第5条第2項に規定する負担額を免除するものとする。この場合において、当該者に交付される乗車証の有効期間は、当該健康診査を受診した日の属する年度の翌年度の10月1日から起算して1年間とする。